

令和6年

# 第6回 教育委員会

日 時 令和6年8月27日（火曜日）  
午後5時00分～  
場 所 役場2階 会議室

佐呂間町教育委員会

議案第 1 号 佐呂間町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

議案第 2 号 佐呂間町姉妹校交流推進員設置要綱の一部を改正する訓令制定  
について

議案第 3 号 令和 7 年度使用小学校及び中学校教科書並びに学校教育法附則  
第 9 条の教科書採択について

議案第 4 号 令和 5 年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価  
報告書について

協議事項 1 令和 6 年度全国学力・学習状況調査における北海道版結果報告  
書への佐呂間町の結果の掲載について

報告事項 1 佐呂間町立学校職員の在宅勤務実施要領制定の報告について

その他

令和6年 第6回教育委員会行事経過報告

月 日	行 事 名	時間	場 所
6月28日	佐呂間高校放送局全国大会出場表敬訪問	16:00	応接室
6月30日	第39回サロマ湖100kmウルトラマラソン	4:00	北見市、佐呂間町、湧別町
7月5日	臨時市町村教育委員会教育長会議	9:30	教育長室（ｽｰﾑ会議）
7月8日	オホーツク管内教育委員会協議会・総会・懇談会	15:00	網走市
7月9日	遠軽ブロック教育長会議	13:00	遠軽町
7月10日	令和6年度学校教育指導要請（特別支援学級設置校）	10:00	若佐小学校、浜佐呂間小学校
7月11日	東神楽町視察（東聖小学校、東神楽中学校）	10:00	東神楽町
7月16日	佐呂間町PTA連合会研究大会・佐呂間町教育講演会	18:30	町民センター
7月18日	北海道市町村教育委員会研修会	10:20	札幌市
7月19日	空手家 佐竹雅昭氏講演「武士道から武師道へ」	14:15	佐呂間高校
7月22日	携帯電話等によるネットトラブル（SNS）防止講話（講師：佐呂間駐在所長）	10:30	佐呂間小学校
7月26日	佐呂間高等学校存続対策協議会	10:00	コミセン
〃	自然写真家山本光一氏絵本寄贈	13:30	町民センター
7月29日	学校教育運営協議会第2回全体会・第1回部会	13:30	佐呂間中学校
〃	第3回オホーツク管内教育委員会協議会教育長部会会議	13:30	網走市
7月30日	第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会	10:30	教育長室（ｽｰﾑ会議）
〃	令和6年度遠軽ブロック校長会研究大会	12:30	遠軽町
7月31日	第1回北海道GIGAスクール推進協議会	11:00	教育長室（ｽｰﾑ会議）
〃	令和6年度遠軽ブロック教頭会研究大会	13:00	遠軽町
8月1日	第3回9地区教科用図書採択教育委員会協議会	10:00	北見市端野
8月2日	工作教室	10:00	図書館
8月6日	絵本パネル展（あべ弘士氏）～20日	10:00	図書館
8月8日	オホーツク町村会講演会（講師：山崎史郎内閣官房参与）	15:00	遠軽町
8月9日	第52回オホーツク管内教頭会研究大会	10:00	北見市
8月16日	第52回オホーツク管内校長会研究大会	13:00	北見市
8月27日	第6回教育委員会	17:00	役場会議室

今 後 の 予 定

月 日	行 事 名	時間	場 所
8月28日	少年文化劇場（中学生）	13:00	佐呂間中学校
8月30日	第1回佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議	9:30	佐呂間保育所他
9月2日	校長会・教頭会議	15:00	会議室
9月4日	パーマ市姉妹交流派遣事業参加者への激励会	15:30	会議室
9月8日	図書館まつり	13:00	図書館・児童館

議 案 第 1 号

佐呂間町立学校管理規則の一部を改正する規則  
制定について

佐呂間町立学校管理規則（昭和45年教育委員会規則第2号）  
の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年8月27日

佐呂間町教育委員会教育長 二 神 孝 久

## 佐呂間町立学校管理規則の一部を改正する規則

佐呂間町立学校管理規則（昭和45年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

別紙

佐呂間町立学校管理規則の一部を改正する規則(新旧対照表)

(昭和45年7月教育委員会規則第2号)

改正前	改正後
<p>(教育に関する兼職)</p> <p>第37条 職員が教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事すること(以下「教育に関する兼職等」という。)の承認は、教育長が行う。ただし、所属職員の教育に関する兼職等のうち、市町村に置かれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの委員の職を兼ねることの承認は、校長が行う。</p> <p>(事務職員、その他の職員の勤務時間等)</p> <p>第41条 第3条第2項に規定する事務職員のうち、給与を町が負担する者及びその他の職員の勤務時間、休暇等及び服務に関しては、町の条例・規則の定めるところに従い、他の所属職員の例に準じて扱うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>2 佐呂間町立学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第6号。以下「旧規則」という。)は廃止する。</p>	<p>(衛生推進者)</p> <p><u>第5条の3 学校に、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第12条の2の規定により、衛生推進者を置く。ただし、職員数が9人以下の学校にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 衛生推進者は、当該学校の所属職員のうちから校長が指名し、教育長が選任する。</u></p> <p><u>3 衛生推進者は、校長の監督を受け、衛生等に関する業務を行う。</u></p> <p>(教育に関する兼職)</p> <p>第37条 職員が教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事すること(以下「教育に関する兼職等」という。)の承認は、教育長が行う。ただし、所属職員の教育に関する兼職等のうち、市町村に置かれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの委員の職を兼ねることの承認は、校長が行う。</p> <p>(事務職員、その他の職員の勤務時間等)</p> <p>第41条 第3条第2号に規定する事務職員のうち、給与を町が負担する者及びその他の職員の勤務時間、休暇等及び服務に関しては、町の条例・規則の定めるところに従い、他の所属職員の例に準じて扱うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>2 佐呂間町立学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第6号。)は廃止する。</p>

(傍線部分は、改正部分)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 案 第 2 号

佐呂間町姉妹校交流推進員設置要綱の一部を  
改正する訓令制定について

佐呂間町姉妹校交流推進員設置要綱（平成 26 年教育委員会  
訓令第 6 号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するも  
のとする。

令和 6 年 8 月 27 日 提出

佐呂間町教育委員会教育長 二 神 孝 久

佐呂間町姉妹校交流推進員設置要綱  
の一部を改正する訓令

佐呂間町姉妹校交流推進員設置要綱（平成26年教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

別紙

佐呂間町姉妹校交流推進員設置要綱の一部を改正する訓令(新旧対照表)

(平成26年2月教育委員会訓令第6号)

改正前	改正後
<p>(目的) 第1条 この要綱は、姉妹校交流推進員の設置、<u>身分、職務等</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(身分)</u> 第3条 推進員の身分は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。</u></p> <p>(職務) 第4条 (略)</p> <p>(委嘱等) 第5条 推進員は、次の要件を満たしている者のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬等) 第6条 (略)</p> <p><u>(災害補償)</u> 第7条 <u>推進員の公務上の災害については、町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(平成7年北海道市町村総合事務組合条例第10号)の定めるところによる。</u></p> <p>(その他) 第8条 (略)</p>	<p>(目的) 第1条 この要綱は、姉妹校交流推進員の設置<u>及び職務等</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務) 第3条 (略)</p> <p>(委嘱等) 第4条 推進員は、次の要件を満たしている者のうちから、<u>教育長</u>が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬等) 第5条 (略)</p> <p>(その他) 第6条 (略)</p>

(傍線部分は、改正部分)

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## 議 案 第 3 号

令和 7 年度使用小学校及び中学校教科書並びに学校教育法  
附則第 9 条の教科書採択について

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条の規定に基づき、令和 7 年度使用する小学校及び中学校教科書、並びに学校教育法附則第 9 条に基づく教科書について、別紙のとおり採択する。

令和 6 年 8 月 27 日提出

佐呂間町教育委員会教育長      二   神   孝   久

## 別紙

## 令和7年度使用 中学校用教科書

教科書		発行者		教科書名
種目	番号	略称		
国語		38	光村図書出版	現代の国語
書写		38	光村図書出版	中学書写
社 会	地理	17	教育出版	中学社会 地理 地域にまなぶ
	歴史	46	帝国書院	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
	公民	17	教育出版	中学社会公民 ともに生きる
地図		46	帝国書院	中学校社会科地図
数学		17	教育出版	中学数学
理科		17	教育出版	自然の探究 中学校理科
音 楽	音楽	17	教育出版	中学音楽 音楽のおくりもの
	器楽	17	教育出版	中学器楽 音楽のおくりもの
美術		116	日本文教出版	中学美術
保健体育		2	東京書籍	新編 新しい保健体育
技 術 家 庭	技術	9	開隆堂出版	技術・家庭（技術分野） テクノロジーに希望をのせて
	家庭	9	開隆堂出版	技術・家庭（家庭分野） 生活の土台 自立とともに支えあう生活へ
英語		9	開隆堂出版	SUNSHINE ENGLISH COURSE
道徳		38	光村図書出版	中学道徳 きみが いちばん ひかるとき
特別支援		各学校で生徒の実態に合わせて採択		

## 議 案 第 4 号

令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・  
評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を別紙のとおり佐呂間町議会に提出するものとする。

令和6年8月27日提出

佐呂間町教育委員会教育長      二 神 孝 久

## 報告事項 1

佐呂間町立学校職員の在宅勤務実施要領  
制定の報告について

佐呂間町立学校職員の在宅勤務実施要領を別紙のとおり  
制定したので報告する。

令和6年8月27日提出

佐呂間町教育委員会教育長 二 神 孝 久

## 佐呂間町立学校職員の在宅勤務実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、佐呂間町立学校職員（以下「職員」という。）の在宅勤務の実施手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 在宅勤務の実施に係る基本的な考え方として、職員の希望・申請を前提として職務命令により実施することを原則としつつ、校務運営上の支障がない限りにおいては、職員の希望に応じて在宅勤務を可能とする。

### (定義)

第2条 この要領において、在宅勤務とは、次に掲げる場所（以下「自宅等」という。）において、学校と同等の勤務環境を確保し、学校における勤務と同等の職務を遂行する業務形態のことをいう。

なお、職場のPC端末を活用し在宅勤務を行うことをテレワーク勤務という。

(1) 職員の自宅（異動に伴い転居した場合は、異動前に居住していた住宅（職員が所有又は占有しているものに限る。）を含む。）

(2) 配偶者又は二親等以内の親族が居住する住宅

### (実施期間)

第3条 在宅勤務の実施期間は、長期休業期間（佐呂間町立学校管理規則（昭和45年教育委員会規則第2号）第23条第1項第5号、第6号及び第3項に定める休業日）とする。

### (実施日数)

第4条 連続して正規の勤務時間の全部を在宅勤務できる日数は原則として5日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長が認める場合には、連

続する在宅勤務の日数を延長することができる。

(実施申請)

第5条 在宅勤務の実施を希望する職員は、原則として在宅勤務を実施しようとする日の前日（校務の運営に支障がないと校長が認める場合は、在宅勤務を実施しようとする当日）までに、在宅勤務（申請・変更申請・取消申請）簿兼命令簿（別記様式1）（以下「申請簿」という。）により校長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、連続する2以上の月にわたる計画的な在宅勤務の実施を希望する職員は、前項による申請に加え、当該在宅勤務を実施しようとする日の初日の1週間前までに、在宅勤務計画書兼在宅勤務等手当支給調書（別紙1）（以下「計画書」という。）を校長に提出しなければならない。

(在宅勤務の命令)

第6条 前条の申請を受けた校長は、次の各号に掲げる事項及び校務への影響等を総合的に勘案し、在宅勤務の実施が校務の運営に支障がないと認める場合には、在宅勤務を命ずるものとする。

(1) 学校と同等の勤務環境を確保できる場所であること

(2) 職務に専念できる場所であること

(3) 在宅勤務で実施することができる業務であること

(4) 業務体制や職員の特性上、在宅勤務の実施に支障がないこと

2 校長は、前条第2項の規定により申請された在宅勤務を命じたときは、当該勤務を命じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該勤務を終了する日の属する月の各月の初日までに、在宅勤務を命じた日、在宅勤務の計画日数及び実績日数等を記載した計画書（職員から提出された計画書の一部を変更し又は取り消して命じた場合は、当該変更又

は取消しが反映されたもの)を佐呂間町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

(命令の変更及び取消し)

第7条 職員は、前条の規定により命ぜられた在宅勤務の一部又は全部を変更し又は取り消す場合は、申請簿により校長に申請しなければならない。

2 校長は、業務の状況その他の事由により特に必要があるときは、在宅勤務の命令の一部又は全部を変更し又は取り消すことができる。この場合における命令の取消しは、特に緊急性の高い業務に職場で従事させる必要がある場合を除き、原則としてその取消しを行う日の前日までに、在宅勤務(変更・取消)通知書(別記様式2)(以下「通知書」という。)により当該職員に通知しなければならない。

3 校長は、前項のほか次の各号に掲げる事由に該当する場合は、在宅勤務の命令を取り消すものとし、通知書により当該職員に通知しなければならない。

(1) 情報セキュリティの確保が十分でないと判断する場合

(2) 勤怠管理が適切に行われていないと認める場合

(3) この要領その他関係する法令等に違反する事実が判明した場合

(職員の希望によらない例外的な取扱い)

第8条 第3条及び第5条の規定にかかわらず、校長は、感染症の拡大防止又は災害時の業務継続など、緊急時や出勤が困難と考えられる特別な事情がある場合又は妊娠中の職員が保健指導・健康診査を受けた結果、主治医や助産師から在宅勤務をするよう指導を受けた場合には、職員に対し必要な期間、在宅勤務の実施を命ずることができる。

2 前項の規定により在宅勤務を命ずる場合の手続きは、

第 5 条に準じる。

(勤務時間)

第 9 条 在宅勤務を実施する職員（以下「実施職員」という。）の勤務時間は、佐呂間町立学校管理規則（昭和 45 年教育委員会規則第 2 号）第 27 条で定めた勤務時間とする。

2 校長は、職員の希望に応じて勤務時間の一部について在宅勤務を命ずることができる。

3 校長は、原則として実施職員に時間外勤務を命じないものとする。また、教育職員に在宅勤務を命ずる場合は、職員の健康及び福祉の確保を図る観点から時間外在校等時間が生ずることのないよう留意するものとする。

(年次有給休暇等)

第 10 条 実施職員は、勤務時間中に私用のため勤務を一時中断する場合においては、あらかじめ年次有給休暇等の承認を得なければならない。

(職務専念義務)

第 11 条 実施職員は、在宅勤務を実施する日の勤務時間（休憩時間を除く。）においても、職務専念義務が課せられていることを十分認識し、職務に専念するものとする。

(業務の実施報告及び業務確認)

第 12 条 実施職員は、勤務の開始及び終了について、電話又は電子メール等により、校長に報告しなければならない。

2 実施職員は、業務の必要に応じ、適宜、電話又は電子メール等により、校長に業務の実施状況を報告しなければならない。

3 実施職員は、在宅勤務において、事故等の不測の事態が生じた場合には、速やかに校長に報告しなければならない。

4 校長は、実施職員の勤務の状況及び成果物等について

適切な方法により確認を行うものとする。

- 5 実施職員は、在宅勤務を実施した直後の出勤日に、在宅勤務実施報告書（別記様式3）により校長に報告しなければならない。

（在宅勤務等手当の支給）

第13条 在宅勤務を命ぜられた職員で、次の各号を満たす場合においては、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第10条の2の6の規定による在宅勤務等手当を支給する。

- (1) 在宅勤務を命ぜられた期間が3箇月以上である場合
- (2) 正規の勤務時間（休憩等により勤務しない時間を除く。）の全部を在宅勤務する日が、1箇月当たり、平均10日を超えて命ぜられた場合。

（通勤手当の改定）

第14条 計画的に在宅勤務を行う予定がある職員で通勤所要回数が2箇月以上継続して少ないことが見込まれる職員の通勤手当については、交代制勤務に従事する職員にならって通勤手当を改定するものとする。

（経費の負担）

第15条 在宅勤務の実施に伴って発生する光熱・水道費その他の経費は、実施職員が負担する。

（個人情報取り扱い）

第16条 個人情報等を含む業務を行う場合は、家族を含め第三者に業務の情報が漏洩することのないよう、細心の注意を払うものとする。

（文書の持ち帰り）

第17条 実施職員は、校長の許可を得て、在宅勤務の実施に必要な最小限の文書を自宅等に持ち帰ることができる。

なお、持ち帰った文書については紛失等がないよう実施職員の責任で適正に管理し、在宅勤務を実施した直後の出勤日に速やかに現場に返却するものとする。

(テレワーク勤務)

第 18 条 実施職員は、職場の校務情報系ネットワークに接続する校務系端末（以下「校務系端末」という。）又は学習系ネットワークに接続する指導者用端末（以下「指導者用端末」という。）であって、かつ、ログイン I D ・パスワードが設定されている端末を自宅等に持ち帰り、テレワーク勤務をすることができる。

2 テレワーク勤務をする場合、実施職員はあらかじめ端末持出許可申請書（別記様式 4）により校長の許可を得るとともに、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 校務系端末

ア 端末を持ち帰る日から遡って 3 箇月以内に、別に定める情報セキュリティに係るテストを受験し合格すること。

イ 端末の紛失、破損等が発生しないよう適正に管理すること。

ウ 端末に職員番号、ログイン I D やパスワードを貼付しないこと。

エ 第三者による画面の閲覧や操作のおそれがない環境で業務を行うこと。

オ 校長の許可を得て、テレワーク勤務の実施に必要な最小限の電子データを校務系端末に記録することができるが、当該電子データに対してパスワード設定又は暗号化等の処理を行わなければならないこと。

カ 個人所有の U S B 等の外部記録媒体、L A N ケーブル、無線ルータ、スマートフォン等の通信機器を接続しないこと。

(2) 指導者用端末

ア 端末を持ち帰る日から遡って 3 箇月以内に、別に定める情報セキュリティに係るテストを受験し合格する

こと。

イ 端末の紛失、破損等が発生しないよう適正に管理すること。

ウ 端末に職員番号、ログイン I D やパスワードを貼付しないこと。

エ 第三者による画面の閲覧や操作のおそれがない環境で業務を行うこと。

オ 個人情報を含んだ電子データを指導者用端末に記録することはできないこと。

カ 校長の許可を得て、個人所有の L A N ケーブル、無線ルータ、スマートフォン等の通信機器に接続し Google Workspace 上で業務を処理することはできるが、この場合にあつては、指導者用端末にデータをダウンロードして業務を処理しないこと。

キ 個人所有の U S B 等の外部記録媒体を接続しないこと。

(情報セキュリティの確保)

第 19 条 実施職員及び校長は、本要領に定めるもののほか、次の各号をはじめ、北海道教育委員会情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティ基準」という。）を遵守し、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

(1) 実施職員は、情報資産に関する障害及び事故が発生した場合には、情報セキュリティ基準第 71 条第 1 項の規定に基づき、速やかに校長に報告するものとする。

(2) 校長は、前号の規定により実施職員から報告を受けた場合には、情報セキュリティ基準第 71 条第 2 項の規定に基づき、「障害及び事故発生時報告書」（情報セキュリティ基準における様式に関する細則別記第 15 号様式）を作成し、速やかに教育長に報告するものとする。

(出勤簿の整理)

第 20 条 在宅勤務日における出勤簿の整理用語は、「在宅

勤務」とする。

(その他)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、在宅勤務の実施に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年（2024 年）7 月 4 日から施行する。

在宅勤務（申請・変更申請・取消申請）簿兼命令簿

申請日 年 月 日

- ・在宅勤務を次のとおり申請します。
- ・ 月 日申請した在宅勤務を次のとおり変更します。
- ・ 月 日申請した在宅勤務を全てを取り消します。

所属名	佐呂間町立 学校		
職名		氏名	
実施日・内容等			
実施月日	実施場所	勤務時間	業務内容
		(休憩時間)	
月 日 ( )		～ ( ~ )	
月 日 ( )		～ ( ~ )	
月 日 ( )		～ ( ~ )	
月 日 ( )		～ ( ~ )	
月 日 ( )		～ ( ~ )	
勤務環境の確認		在宅勤務場所は学校と同等の勤務環境が確保されている <input type="checkbox"/>	
上記のとおり命令する。			校長印 印
<p>※申請、変更申請、取消申請の別を選択すること。                  ※実施場所は自宅（職員自ら居住する住宅、異動に伴い転居した場合は異動前に居住していた住宅（職員が所有又は占有しているものに限る。）、その配偶者又は二親等以内の親族が居住する住宅を記載すること。                  ※自宅以外で実施する場合は所在地（市町村名）を記載すること。                  ※在宅勤務場所が学校と同等の勤務環境が確保されていることを確認し、<input checked="" type="checkbox"/>を付けること。                  ※変更申請する場合（申請した在宅勤務の一部を取り消す場合を含む。）は変更後（一部取消後）の実施日・内容等を記載すること。                  ※申請した在宅勤務の全てを取り消す場合は実施日・内容等の記載は必要ないこと。</p>			

年 月 日

(実施職員名) 様

(学校長名)

## 在宅勤務 (変更・取消)通知書

- ・先に命令した在宅勤務 ( 月 日申請分) は次のとおり変更するので通知します。
- ・先に命令した在宅勤務 ( 月 日申請分) は全て取り消すので通知します。

実施日・内容等			
実施月日	実施場所	勤務時間	業務内容
		(休憩時間)	
月 日 ( )		～ ( ~ )	
月 日 ( )		～ ( ~ )	
月 日 ( )		～ ( ~ )	
月 日 ( )		～ ( ~ )	
月 日 ( )		～ ( ~ )	
変更・取消理由			

※この様式は要領第7条第2項及び第3項により校長が在宅勤務を変更又は取り消す場合に作成し職員に通知すること。  
 ※変更、取消の別を選択すること。  
 ※実施場所は自宅（職員自ら居住する住宅、異動に伴い転居した場合は異動前に居住していた住宅（職員が所有又は占有しているものに限る。）、その配偶者又は二親等以内の親族が居住する住宅を記載すること。  
 ※自宅以外で実施する場合は所在地（市町村名）を記載すること。  
 ※変更通知する（申請のあった在宅勤務の一部の取消し通知をする場合を含む。）場合は、変更後（一部取消後）の実施日・内容等を記載すること。  
 ※申請した在宅勤務の全てを取り消す場合は実施日・内容等の記載は必要ないこと。

## 在宅勤務実施報告書

報告日 年 月 日

確認印	校長		
	印		
所属名	佐呂間町立 学校		
職名		氏名	
実施日・内容等			
実施月日	実施場所	勤務時間	業務内容及び従事した時間
		(休憩時間)	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
月 日		～	
( )		( ～ )	
<p>※実施場所は自宅（職員自ら居住する住宅、異動に伴い転居した場合は異動前に居住していた住宅（職員が所有又は占有しているものに限る。）、その配偶者又は二親等以内の親族が居住する住宅を記載すること。          ※自宅以外で実施する場合は所在地（市町村名）を記載すること。          ※業務内容ごとに業務に従事した時間を記載すること。</p>			



## 協 議 事 項 1

令和6年度全国学力・学習状況調査における北海道版結果報告書への佐呂間町の結果の掲載について

令和6年度全国学力・学習状況調査における「北海道版結果報告書」への佐呂間町の結果の掲載に係る同意について協議する。

令和6年8月27日提出

佐呂間町教育委員会教育長 二 神 孝 久